

(添付資料)

「埋設農薬調査・掘削等マニュアル(案)」における
御意見の概要、それに対する考え方及び対応

1. パブリックコメント

募集期間：平成19年9月14日から10月15日に実施。

御意見数：電子メール 3通(22件)

2. パブリックコメントにおける御意見の概要、それに対する考え方及び対応

No	御意見の概要	件数	御意見に関する考え方及び対応
該当する農薬について			
1	< p.1 1. 本マニュアルの趣旨・目的 > に、林野庁の指示で、1971-72年に、埋設された2, 4, 5 - T系除草剤についても処理対象であることを明記する。	1	本マニュアル案は、ストックホルム条約への対応を念頭に、同条約対象物質のうち日本で農薬として登録のあったDDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクリルに、過去に埋設処理の対象となっていたBHCを加えた7物質について専門家に検討頂いた上で作成したものです。御指摘の農薬については専門家による検討を行っていないため、本マニュアルの対象ではありません。
2	POPs条約による農薬(BHCを含む)だけでなく、農薬取締法による販売禁止農薬、化審法による第一種特定化学物質を埋設農薬処理の対象とすべきである。	1	本マニュアルは、埋設農薬の調査、掘削等を適切に行うことを目的としており、対象となる農薬により処理された物質の有害性等については検討しておりません。なお、対象農薬の毒性等については別添3に記載しております。
3	HCBを不純物として含有する農薬を埋設農薬の対象とすべきである。	1	
4	< p.3 2.1.1 対象となる農薬 > に、当該農薬で処理されたものの有害性についても言及する(たとえば、BHC処理畳、ディルドリンやクロルデン処理した木材)。	1	
5	ダイオキシン含有農薬、POPs系農薬、HCB含有農薬の製造及び使用工場やその跡地及びその産業廃棄物処分場やその跡地を台帳化し、環境汚染の有無の総点検を実施し、その結果を公表する。	1	
6	< 土壌汚染対策法について > 土壌汚染対策法の特定有害物質に、POPs系物質やダイオキシン含有物質を追加し、農薬の原体や製剤製造工場及びその排出物・廃棄物の最終処分場等の跡地利用についても、環境調査を義務づけるよう、法改定をすべきである。	1	本マニュアルの内容に関する御意見ではないため、回答を差し控えさせていただきます。
責任者について			
7	< p.4 2.2 責任者の設置 > に、元文では、関係住民との調整となっているが、地権者も追加する。	1	埋設地の地権者を追加します。
8	< p.13 4. 掘削時期の決定 > に、地元住民や地権者等の意見を聞くことを追加する。	1	本マニュアル案2.2において、責任者を設置すること及び当該責任者が、関係住民等との調整を行うこととしてあります。なお、地権者については、回答No.7の通り< 2.2 責任者の設置 >に追加します。
9	環境調査、埋設個所の管理、掘削、運搬、掘削後の保管、無害化処理は関係住民の監視の下に行うこと。	1	本マニュアル案2.2において、責任者を設置すること及び関係住民等との調整を行うこととしており、関係住民の意向を聴取し、意向を踏まえた事業を実施することになると考えております。

情報公開について			
10	< p.52 10.3 掘削時までの管理 > について 早期に処理しない場合は、当該土地への立入を禁止し、その旨を看板等で表示をするとともに関係自治体は、情報を記録した台帳を作成、その内容を公開すること。 前記台帳に記載された汚染地の売買や土地利用変更の場合、その旨の届け出を行政担当部署に提出させ、地元住民、地権者も含めて協議すること。	2	具体的な埋設箇所についての公表等は、犯罪の予防、他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、一律に公表を義務づけることは適当ではないと判断しております。台帳の作成については、関係自治体が判断すべきものと考えております。
11	早期に掘削処理を行わない場合には、その間に埋設農薬が漏出・紛失することのないよう厳重な管理体制を整備する必要がある。P C B 廃棄物のケースの再現にならないように、管理責任者を明確にし、漏出・紛失した場合には賠償責任が追及できるようにする必要があると考える。	1	早期に掘削処理を行わない場合の管理体制等については、地方自治体又は農協等の事業主体が判断すべきものと考えております。
12	埋設箇所、調査結果、掘削作業の方法・その実施状況、農薬の処理方法・その実施状況などについての全ての情報を広く国民に公開すべきである。POPsは食物連鎖を通じて広く全国に影響を及ぼすものであるから、これらの情報をホームページ上で公表し、国民の誰もが容易にアクセスできるようにする必要があると考える。	1	具体的な埋設箇所等についての公表は、犯罪の予防、他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、一律に公表を義務づけることは適当ではないと判断しております。 調査結果の公表については事業主体の判断すべきものと考えております。
13	実施された環境調査結果はすべて公表すること。同時に、地元住民や地権者への通知すること。	1	周辺環境監視の結果の地元住民や地権者への通知については、<8.周辺環境監視(モニタリング調査)>に追記します。環境調査結果の公開については、事業主体の判断すべきものと考えております。

調査について			
14	< p.7 3.2 資料等調査 > に、過去に掘削除去された埋設個所跡地の点検も必要であることに言及する。	1	ここで記載された資料等調査は、埋設農薬を掘削する前に埋設場所や形態を把握するためのものです。なお、掘削後の対応については<8.周辺環境調査(モニタリング調査)>において記述しています。
15	< p.22 図5.3 土壤等調査・環境水調査の結果を用いた掘削等対象範囲の確定の流れ > に、埋設農薬そのものの掘削・除去と、掘削・除去後の環境調査の実施をいれる。	1	図5.3は、土壤等調査、環境水調査の結果、農薬等の濃度により、様々な対応を行う必要があります、それをわかりやすくフロー図にしたものです。埋設農薬の掘削・除去については<7.掘削>、掘削・除去後の環境調査については<8.周辺環境監視(モニタリング調査)>に記載しております。
16	すでに明らかになっている埋設個所以外に、農家手持ちのPOPs系農薬や小規模埋設箇所が存在する恐れがあるため、徹底した全国的な調査を実施すべきである。	1	本マニュアルの内容に関する御意見ではないため、回答を差し控えさせていただきます。

追記事項について		
17	p.25の<ケース1>の対応1を以下のようにする 埋設農薬そのものの掘削・除去を行う。汚染土壌ではないと判断し、土壤の掘削・除去・処理の対象外としてもよい。埋設農薬の掘削・除去後、環境調査を実施する。	1 ご指摘の点をふまえ、文章を修正致します。
18	<p.53 10.4 環境汚染拡大防止対策>に以下を追加する災害により、埋設個所の搅乱が懸念されるので 埋設個所で、水害・地震・火災などが生じた場合、環境調査を実施した上、汚染拡大を防止するための対策をとること。	1 ご指摘の踏まえ、災害に関する対応について10.3(2)に追記することとします。
19	<別添6 分析法概要一覧>の「有機砒素」の表記は「有機砒素(砒素及びその化合物として)とするべきである。	1 別添1,2については農薬名なので、有機砒素の表記を残し、別添7の表中では土壤汚染対策法の表記に合わせ、「砒素及びその化合物」に変更します。それ以外の「有機砒素」は全て「砒素」の表記に変更します。

その他		
20	農薬の販売・使用段階では農薬取締法による規制が行われているが、廃棄段階の規制は廃棄物処理法によることとなる。しかしながら、農薬は他の廃棄物とは区別して、特別の回収・適正処理システムを整備することが望ましい。POPs農薬については、今般、時間と費用をかけて、所在探査・回収・掘削・適正処理等の作業が実施されているが、これを機に、今後このような手間をかけることにならないよう、POPsに限らず、廃農薬についての回収・適正処理システムを早期に整備・確立されるよう提案する。本マニュアルとは直接関係ないが、関係省庁の早期対応を期待する。	1 本マニュアルの内容に関する御意見ではないため、回答を差し控えさせていただきます。
21	<別添7 農薬に関する環境管理指針値一覧>に食用農作物の栽培禁止が必要な環境指針値等を設定する。	1